

鳥取市工業用水道事業

目次

鳥取市工業用水道給水区域図

I	沿革	1 4 1
II	施設の概要	
1	施設	1 4 1
2	配水系統図	1 4 2
3	導配水管総延長	1 4 2
III	業務の概要	
1	配水量及び有収水量	1 4 3
2	配水量の状況	1 4 3
3	薬品使用状況	1 4 3
4	水質検査成績表	1 4 4
IV	財政の概要	
1	年度別損益計算書	1 4 5
2	年度別資本的収支	1 4 5
3	年度別貸借対照表	1 4 6
4	年度別費用構成表	1 4 7
5	給水原価及び供給単価	1 4 7
6	経営分析表	1 4 8
7	資金不足比率	1 5 2
V	給水条例	
1	鳥取市工業用水道事業給水条例	1 5 3
VI	料金の変遷	
1	工業用水道料金変遷表	1 5 7

I 沿 革

鳥取市工業用水道事業は、平成 16 年 11 月 1 日の鳥取県東部 9 市町村による合併に伴い、昭和 49 年 9 月から青谷町が運営していた青谷町工業用水道事業の全部を鳥取市が引継ぎ、水道局が運営しています。

前身である青谷町工業用水道事業は、青谷駅南工業団地に誘致した企業への工業用水の供給を目的とし、昭和 49 年 9 月、勝部川工業用水道事業（最大取水量：2,300 m³/日、取水地点：勝部川右岸、浄水方法：簡易ろ過）として通商産業省（現経済産業省）に届出を行い、企業 2 社に 2,100 m³/日の供給を開始したのが始まりです。

その後、企業 1 社を誘致し、昭和 61 年 12 月、青谷町工業用水道事業（最大取水量：5,800 m³/日、取水地点：勝部川中央、浄水方法：急速ろ過）として変更を行い、青谷駅南工業団地の発展に伴う水需要の動向に対応するとともに、企業の業種や規模に対応した浄水施設整備を行い、企業 3 社に 5,400 m³/日の工業用水を安定供給していました。

しかし、平成 6 年 8 月に供給先の誘致企業 1 社が倒産したことから、契約給水量が減少し、事業の経営状況は厳しいものとなりました。

このような状況の中、当時の町方針においては、地場産業の育成と既存企業の躍進により人口流失を防ぎ、企業誘致に更なる努力を傾注することとして新規の需要を求めたものの、平成 6 年以降の供給先企業は 2 社のみとなっています。

また、契約水量については、平成 6 年から平成 8 年において 3,400 m³/日、平成 8 年から平成 16 年において 3,900 m³/日、平成 16 年から平成 18 年 6 月において 3,700 m³/日、平成 18 年 7 月から平成 20 年 10 月において 3,200 m³/日を供給してきました。こうした状況の中で、給水先の 1 社における経営の見直しにより、平成 20 年 11 月より 2,840 m³/日へ変更し、さらに金融危機を発端とした景気の悪化に伴い、企業 1 社がコスト削減を図るため契約水量をさらに見直し、平成 21 年 3 月から 2,600 m³/日、平成 22 年 3 月からは 2,360 m³/日へと契約量の変更を行いました。

このように、今後も近年の経済情勢から水需要の伸びが期待できない状況にあり、厳しい経営環境が予想されますが、地域産業経済の健全な発展に寄与することを目的に工業団地内の企業 2 社に対し清浄な工業用水を安定供給するとともに、事業運営の効率化を図りながら健全経営に鋭意努めてまいります。

II 施 設 の 概 要

1 施 設

取水口所在地：鳥取市青谷町亀尻 3 1 6 - 1

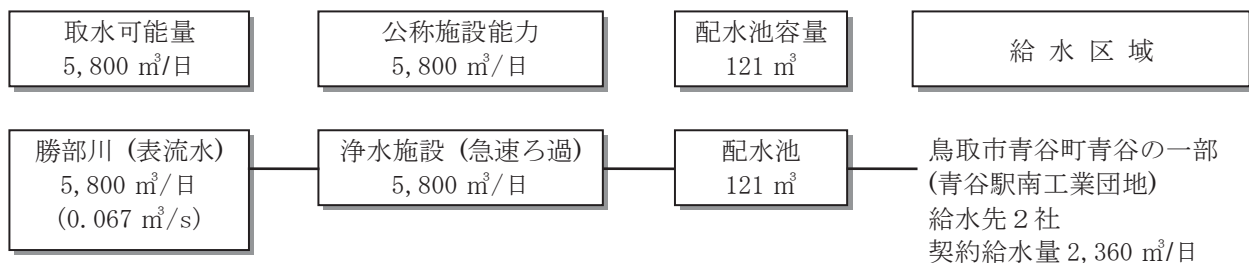
浄配水施設所在地：鳥取市青谷町亀尻 3 0 8 - 6

水源の種類と施設能力：表流水、勝部川中央、施設能力 5,800 m³/日

施 設	名 称	形 状 寸 法	数 量
取水施設	集水埋管	スクリーン管 内径 400 mm 長さ 13.0m	13.0m
	取水塔	RC 造 縦 3.6m×横 1.3m×高さ 10.6m	1 棟
	管理橋	H型鋼 (300×300×10×15) 幅 1.1m 長さ 14.35m	14.35m
	取水ポンプ	15kW：水中渦巻ポンプ (BMS 型) φ 125 mm×31m×2.02 m ³ /分	3 台
	取水ポンプ盤	取水ポンプ操作盤	2 面
	計器制御盤	計測機器表示盤、遠方監視制御盤	
	遠方監視盤	テレメーター 1 対 1 亀尻対中央監視	子局

	計装設備	水位計（投げ込み式） 取水井水位 10.0m	1 台
		原水濁度計(TBM-15A) 0~100ppm	1 台
	サンプリングポンプ	CT-P150F	1 台
導水施設	導水管	铸铁管 内径 300 mm 長さ 148.0m	148.0m
浄水施設	ろ過機分配槽	鋼板製 内径 1.2m×高さ 3.0m	2 槽
	急速ろ過機	連続移動床砂濾過機 M50 型（鋼板製） 内径 2,530 mm×高さ 5,900 mm 1 基当処理能力 1,200 m ³ /日	5 基
		連続移動床砂濾過機 M30 型（鋼板製）（排水再利用用） 1 基当処理能力 720 m ³ /日	1 基
	コンプレッサー	ベビーコンプレッサー 2.2kW（1 台予備）	6 台
		ベビーコンプレッサー 2.2kW（排水再利用用）	1 台
空気調整盤	横 0.85m×高さ 1.5m	1 面	
電気計装設備	機器制御盤	浄水設備制御盤	1 面
	計装盤	計測機器表示盤、遠方監視盤	1 面
	計装設備	電磁流量計（2 線式） φ 300 mm×350 m ³ /時	1 台
		水位計（投げ込み式） 配水池水位 4.0m	1 台
		浄水濁度計(TBM-15A) 0~10ppm	1 台
		pH 計（HBM-310 型）-2.00~15.00pH 検出器（HC-763 型）	1 台
	水温計（防水投込式 R005-WP）	1 台	
薬注設備	凝集剤貯留槽	PE 製 有効容量 6,000L	1 基
	凝集剤貯留槽	PVC 製 有効容量 1,000L	1 基
	凝集剤注入装置	電磁駆動ダイヤフラムポンプ	3 台
建築物	機械室	軽量鉄骨鉄板造り 平屋建 47.4 m ²	1 棟
	浄配水池 HWL 21.0m	RC 造 縦 5.2m×横 3.9m×有効水深 3.0m×2 槽 有効貯水量 121 m ³	1 池

2 配水系統図



3 導配水管総延長

(単位：m)

管種		口径(mm)								合計
		75	100	150	200	250	300	350	400	
導水管	铸铁管						148			148
配水管	铸铁管			150		276	1,204			1,630
総延長				150		276	1,352			1,778

Ⅲ 業 務 の 概 要

1 配水量及び有収水量

年度	種別	配水量(A)	有収水量(B)	有収率 B/A	1日最大配水量		1日平均 配水量
					月 日	配水量	
		m ³	m ³	%		m ³	m ³
平成	16	370,509	344,563	93.0	3月30日	3,078	2,454
	17	902,491	907,360	100.5	8月5日	3,530	2,473
	18	918,033	914,424	99.6	6月9日	3,387	2,515
	19	851,233	846,814	99.5	8月18日	3,356	2,326
	20	682,251	694,717	101.8	7月24日	2,915	1,869
	21	531,157	517,806	97.5	5月21日	2,392	1,455
	22	507,627	506,818	99.8	8月24日	2,284	1,391

2 配水量の状況

(単位：m³)

年度 ・月	区分	配水量	一日最大配水量	一日最小配水量	一日平均配水量	契約水量	給水量
平成	20	682,251	(7月24日) 2,915	(12月28日) 169	1,869	1,124,800	694,717
	21	531,157	(5月21日) 2,392	(11月14日) (12月28日) 172	1,455	949,000	517,806
	22	507,627	(8月24日) 2,284	(8月22日) 147	1,391	861,400	506,818
	4月	45,294	(20日) 2,171	(25日) 190	1,510	73,160	48,067
	5月	39,954	(27日) 2,103	(10日) 171	1,289	70,800	44,999
	6月	45,743	(22日) 2,167	(6日) 171	1,525	73,160	39,679
	7月	40,428	(16日) 2,111	(25日) 160	1,304	70,800	45,567
	8月	43,265	(24日) 2,284	(22日) 147	1,396	73,160	40,402
	9月	43,280	(28日) 2,151	(26日) 194	1,443	73,160	43,234
	10月	44,756	(6日) 2,222	(24日) 172	1,444	70,800	43,209
	11月	45,993	(5日) 2,032	(7日) 199	1,533	73,160	44,513
	12月	36,589	(3日) 2,050	(31日) 171	1,180	70,800	45,599
	1月	39,719	(13日) 2,005	(1日) 171	1,281	73,160	36,455
	2月	36,074	(19日) 2,243	(26日) 192	1,288	73,160	39,422
	3月	46,532	(1日) 1,944	(27日) 173	1,501	66,080	35,672

3 薬品使用状況

(単位：L)

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ポリ塩化 アルミニウム	10,250	9,275	8,535

4 平成22年度（浄水）水質検査成績表

項目	水源施設名・採水箇所		工業用水道（供給水）・青谷町亀尻（配水池）			
	基準値	単位	採取年月日	平成22年 8月18日	採取年月日	平成23年 3月 7日
水温	30以下	℃		23.0		17.0
濁度	20以下	度		<0.5		<0.5
水素イオン濃度	6.0~8.0	—		7.2		7.3
M-アルカリ度	—	mg/L		24.0		14.0
全硬度	—	mg/L		22.0		18.0
蒸発残留物	—	mg/L		67.0		54.0
塩化物イオン	—	mg/L		10.0		11.0
溶解性鉄	—	mg/L		<0.03		<0.03

IV 財 政 の 概 要

1 年度別損益計算書

科 目 \ 年 度	平成20年度		平成21年度		平成22年度		対前年比		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	20年度	21年度	22年度
	円	%	円	%	円	%	%	%	%
工業用水道事業収益	22,500,402	100.0	18,793,000	100.0	17,208,057	100.0	96.8	83.5	91.6
営業収益	21,942,130	97.5	18,306,700	97.4	16,801,900	97.6	96.1	83.4	91.8
給水収益	21,942,130	97.5	18,306,700	97.4	16,801,900	97.6	96.1	83.4	91.8
営業外収益	558,272	2.5	486,300	2.6	406,157	2.4	139.1	87.1	83.5
雑収益	558,272	2.5	486,300	2.6	406,157	2.4	139.1	87.1	83.5
工業用水道事業費用	13,794,842	100.0	11,908,287	100.0	11,631,419	100.0	76.2	86.3	97.7
営業費用	9,432,844	68.4	8,328,934	69.9	8,876,718	76.3	72.6	88.3	106.6
原水及び浄水費	4,129,612	30.0	3,031,529	25.4	3,541,916	30.4	52.5	73.4	116.8
配水及び給水費	0	0.0	32,400	0.3	32,400	0.3	—	—	100.0
総係費	387,385	2.8	349,158	2.9	386,555	3.3	212.1	90.1	110.7
減価償却費	4,915,847	35.6	4,915,847	41.3	4,915,847	42.3	100.0	100.0	100.0
営業外費用	4,361,998	31.6	3,579,353	30.1	2,754,701	23.7	85.4	82.1	77.0
支払利息及び 企業債取扱諸費	4,361,998	31.6	3,579,353	30.1	2,754,701	23.7	85.4	82.1	77.0
当年度純利益	8,705,560	—	6,884,713	—	5,576,638	—	—	—	—

2 年度別資本的収支

科 目 \ 年 度	平成20年度		平成21年度		平成22年度		対前年比		
	金 額(税込)	構成比	金 額(税込)	構成比	金 額(税込)	構成比	20年度	21年度	22年度
	円	%	円	%	円	%	%	%	%
資本的支出	14,620,810	100.0	15,403,455	100.0	16,228,107	100.0	105.4	105.4	105.4
企業債償還金	14,620,810	100.0	15,403,455	100.0	16,228,107	100.0	105.4	105.4	105.4
企業債償還金	14,620,810	100.0	15,403,455	100.0	16,228,107	100.0	105.4	105.4	105.4
収支差引 ※	△14,620,810	—	△15,403,455	—	△16,228,107	—	—	—	—

※収支差引＝資本的收入(翌年度繰越工事資金を除く)－資本的支出

3 年度別貸借対照表

資 産 の 部

科 目	平成20年度		平成21年度		平成22年度		対前年比		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	20年度	21年度	22年度
	円	%	円	%	円	%	%	%	%
固 定 資 産	95,300,850	74.5	90,385,003	75.8	85,469,156	78.7	95.1	94.8	94.6
有形固定資産	95,300,850	74.5	90,385,003	75.8	85,469,156	78.7	95.1	94.8	94.6
土 地	10,403,170	8.1	10,403,170	8.7	10,403,170	9.6	100.0	100.0	100.0
建 物	3,164,860	2.5	2,985,182	2.5	2,805,504	2.6	94.6	94.3	94.0
構 築 物	62,272,706	48.7	59,885,580	50.2	57,498,454	52.9	96.3	96.2	96.0
機 械 及 び 装 置	19,460,114	15.2	17,111,071	14.4	14,762,028	13.6	89.2	87.9	86.3
流 動 資 産	32,557,406	25.5	28,886,983	24.2	23,177,720	21.3	96.9	88.7	80.2
現 金 預 金	32,557,406	25.5	28,886,983	24.2	23,177,720	21.3	96.9	88.7	80.2
資 産 合 計	127,858,256	100.0	119,271,986	100.0	108,646,876	100.0	95.6	93.3	91.1

負債、資本の部

科 目	平成20年度		平成21年度		平成22年度		対前年比		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	20年度	21年度	22年度
	円	%	円	%	円	%	%	%	%
流 動 負 債	510,247	0.4	442,719	0.4	469,078	0.4	93.5	86.8	106.0
未 払 金	505,921	0.4	438,393	0.4	464,752	0.4	93.5	86.7	106.0
未 払 費 用	4,326	0.0	4,326	0.0	4,326	0.0	100.0	100.0	100.0
負 債 合 計	510,247	0.4	442,719	0.4	469,078	0.4	93.5	86.8	106.0
資 本 金	77,610,211	60.7	76,397,395	64.0	68,656,896	63.2	85.1	98.4	89.9
自 己 資 本 金	5,300,000	4.1	19,490,639	16.3	27,978,247	25.8	123.3	367.7	143.5
借 入 資 本 金	72,310,211	56.6	56,906,756	47.7	40,678,649	37.4	83.2	78.7	71.5
企 業 債	72,310,211	56.6	56,906,756	47.7	40,678,649	37.4	83.2	78.7	71.5
剰 余 金	49,737,798	38.9	42,431,872	35.6	39,520,902	36.4	118.3	85.3	93.1
資 本 剰 余 金	11,500,000	9.0	11,500,000	9.7	11,500,000	10.6	100.0	100.0	100.0
寄 附 金	11,500,000	9.0	11,500,000	9.7	11,500,000	10.6	100.0	100.0	100.0
利 益 剰 余 金	38,237,798	29.9	30,931,872	25.9	28,020,902	25.8	125.2	80.9	90.6
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	38,237,798	29.9	30,931,872	25.9	28,020,902	25.8	125.2	80.9	90.6
資 本 合 計	127,348,009	99.6	118,829,267	99.6	108,177,798	99.6	95.6	93.3	91.0
負 債 ・ 資 本 合 計	127,858,256	100.0	119,271,986	100.0	108,646,876	100.0	95.6	93.3	91.1

4 年度別費用構成表

科 目	平成20年度		平成21年度		平成22年度		対前年比			
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	20年度	21年度	22年度	
	円	%	円	%	円	%	%	%	%	
光 熱 水 費	136,879	1.0	126,237	1.1	124,658	1.1	115.5	92.2	98.7	
通 信 運 搬 費	2,667	0.0	2,286	0.0	2,858	0.0	94.6	85.7	125.0	
委 託 料	285,000	2.1	365,000	3.1	369,000	3.2	37.6	128.1	101.1	
修 繕 費	859,500	6.2	0	0.0	647,000	5.5	182.0	—	—	
動 力 費	2,324,616	16.9	1,902,624	16.0	1,872,651	16.1	93.3	81.8	98.4	
薬 品 費	334,800	2.4	456,000	3.8	364,800	3.1	68.4	136.2	80.0	
工 事 請 負 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—	—	
減 価 償 却 費	4,915,847	35.6	4,915,847	41.3	4,915,847	42.3	100.0	100.0	100.0	
支 払 利 息	企業債利息	4,361,998	31.6	3,579,353	30.0	2,754,701	23.7	85.4	82.1	77.0
	借入金利息	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—	—
	小 計	4,361,998	31.6	3,579,353	30.0	2,754,701	23.7	85.4	82.1	77.0
そ の 他	573,535	4.2	560,940	4.7	579,904	5.0	177.9	97.8	103.4	
合 計	13,794,842	100.0	11,908,287	100.0	11,631,419	100.0	76.2	86.3	97.7	
総 計	13,794,842	100.0	11,908,287	100.0	11,631,419	100.0	76.2	86.3	97.7	

5 給水原価及び供給単価

年 度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
区 分							
有 収 水 量 (A)		694,717m ³		517,806m ³		506,818m ³	
給 水 原 価	事 業 費 (B)	原 価 B/A	事 業 費 (B)	原 価 B/A	事 業 費 (B)	原 価 B/A	
	円	円	円	円	円	円	円
	13,794,842	19.86	11,908,287	23.00	11,631,419	22.95	
内 訳	動 力 費	2,324,616	3.35	1,902,624	3.68	1,872,651	3.69
	減 価 償 却 費	4,915,847	7.08	4,915,847	9.49	4,915,847	9.70
	支 払 利 息	4,361,998	6.28	3,579,353	6.91	2,754,701	5.44
	物 件 費 其 他	2,192,381	3.15	1,510,463	2.92	2,088,220	4.12
供 給 単 価	給 水 収 益 (C)	価 格 C/A	給 水 収 益 (C)	価 格 C/A	給 水 収 益 (C)	価 格 C/A	
	円	円	円	円	円	円	円
	21,942,130	31.58	18,306,700	35.35	16,801,900	33.15	

※ 事 業 費 = 総 費 用 - (受 託 工 事 費 + 材 料 売 却 原 価 + 特 別 損 失)

6 経営分析表

(1) 業務及び経営分析

分析項目	公 式	算 式 (22年度)
負 荷 率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量(m}^3\text{)}}{\text{一日最大配水量(m}^3\text{)}} \times 100$	$\frac{1,391}{2,284} \times 100$
最 大 稼 働 率 (%)	$\frac{\text{一日最大配水量(m}^3\text{)}}{\text{一日配水能力(m}^3\text{)}} \times 100$	$\frac{2,284}{5,800} \times 100$
施 設 利 用 率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量(m}^3\text{)}}{\text{一日配水能力(m}^3\text{)}} \times 100$	$\frac{1,391}{5,800} \times 100$
配水管使用効率 (m ³ /m)	$\frac{\text{配水量(m}^3\text{)}}{\text{導送配水管延長(m)}}$	$\frac{507,627}{1,778}$
固定資産使用効率 (m ³ /1万円)	$\frac{\text{配水量(m}^3\text{)}}{\text{有形固定資産(万円)}}$	$\frac{507,627}{8,547}$

(2) 財務分析

構成比率

分析項目	公 式 (千円)	算 式 (22年度)
固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産+流動資産+繰延勘定}} \times 100$	$\frac{85,469}{85,469 + 23,178 + 0} \times 100$
固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債+借入資本金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	$\frac{0 + 40,679}{108,647} \times 100$
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{自己資本金+剰余金}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	$\frac{27,978 + 39,521}{108,647} \times 100$

財務比率

分析項目	公 式 (千円)	算 式 (22年度)
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金+剰余金+固定負債}} \times 100$	$\frac{85,469}{68,657 + 39,521 + 0} \times 100$
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金+剰余金}} \times 100$	$\frac{85,469}{27,978 + 39,521} \times 100$
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	$\frac{23,178}{469} \times 100$
酸性試験比率 (当座比率) (%)	$\frac{\text{現金預金+未収金}}{\text{流動負債}} \times 100$	$\frac{23,178 + 0}{469} \times 100$
現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	$\frac{23,178}{469} \times 100$

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
64.1	60.8	60.9	最大配水量に対する平均配水量の割合で需要時と非需要時の差を示す。数値が100%に近づくのが理想。
50.3	41.2	39.4	配水能力に対する最大配水量の割合で将来の水需要に対応すべき先行投資の適正を示す。
32.2	25.1	24.0	配水能力に対する平均配水量の割合で水道施設が効率的に運用されているかを示す。
383.7	298.7	285.5	導・送・配水管1m ³ 当たりの有効利用を示す。数値が大きいほどよい。
71.6	58.8	59.4	固定資産1万円当たりの給水量を示す。数値が大きいほどよい。

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
74.5	75.8	78.7	総資産に対する固定資産の割合を示す。数値が小さい方がよいが、公営企業は施設事業であり一般的に高いのが特徴である。
56.6	47.7	37.4	総資本に対する長期借入金の割合を示す。この数値が小さいほどよい。
43.0	51.9	62.1	総資本に対する自己資本の割合を示す。この数値が大きいほど他人資本が入らず企業経営は健全。

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
74.8	76.1	79.0	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われているかどうかを示すもので、100%以下が望ましい。
173.2	146.0	126.6	固定資産が自己資本によってまかなわれるべきとの企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
6,383.7	6,520.8	4,942.0	短期債務に対して、これに必ずべき流動資産が十分にあるかどうかの支払い能力を示し、公営企業では100%以上が望ましい。(200%以上を理想とする)
6,383.7	6,520.8	4,942.0	流動比率の補助比率として用いられ、流動資産の中から現金預金及び容易に現金化する未収金などの当座資産と流動負債とを比較するもので、企業の即時支払い能力をみる。理想比率は100%以上。
6,383.7	6,520.8	4,942.0	企業の資金繰りの状況と即時支払い能力をみる。数値が大きいほどよい。

回 転 率

分析項目	公 式 (千円)	算 式 (22年度)
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}}{2}} \times 100$	$\frac{16,802-0}{\frac{61,923+67,499}{2}}$
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}}{2}}$	$\frac{16,802-0}{\frac{90,385+85,469}{2}}$
流動資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}}{2}}$	$\frac{16,802-0}{\frac{28,887+23,178}{2}}$
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金}+\text{期末未収金}}{2}}$	$\frac{16,802-0}{\frac{0+0}{2}}$
減 価 償 却 率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却費}} \times 100$	$\frac{4,916}{75,066+4,916} \times 100$

※ 1. 自己資本=自己資本金+剰余金

2. 償却資産=(有形固定資産-土地-立木)+(無形固定資産-電話加入権)-建設仮勘定

収 益 率

分析項目	公 式 (千円)	算 式 (22年度)
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当年度純利益}}{\frac{\text{期首総資本}+\text{期末総資本}}{2}} \times 100$	$\frac{5,577}{\frac{119,272+108,647}{2}} \times 100$
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{総 費 用}} \times 100$	$\frac{17,208}{11,631} \times 100$
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益}+\text{営業外収益}}{\text{営業費用}+\text{営業外費用}} \times 100$	$\frac{16,802+406}{8,877+2,755} \times 100$
営業収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$	$\frac{16,802-0}{8,877-0} \times 100$

そ の 他

分析項目	公 式 (千円)	算 式 (22年度)
利子負担率 (%)	$\frac{\text{支払利息}}{\text{企業債}+\text{他会計借入金}+\text{一時借入金}} \times 100$	$\frac{2,755}{40,679} \times 100$
企業債元金償還金 対減価償却額比率 (%)	$\frac{\text{企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	$\frac{16,228}{4,916} \times 100$
企業債元金償還金 対給水収益 (%)	$\frac{\text{企業債元金償還金}}{\text{給水収益}} \times 100$	$\frac{16,228}{16,802} \times 100$
企業債利息 対給水収益 (%)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	$\frac{2,755}{16,802} \times 100$
企業債元利償還金 対給水収益 (%)	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{給水収益}} \times 100$	$\frac{18,983}{16,802} \times 100$

※ 総資本=負債資本合計

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
0.4	0.3	0.3	自己資本の活動能率（利用度）を示すもので、この比率の高いほど投下資本に比して、営業活動の活発なことを示す。
0.2	0.2	0.2	固定資産の利用度を表す。比率の高いほど設備の効率使用を示す。
0.7	0.6	0.6	流動資産に対する営業収益の割合で高いほどよい。
—	—	—	未収金の回転速度を示す。数値が大きいほど未収金の回収速度が良好である。
5.5	5.8	6.1	固定資産の帳簿価格と比較して固定資産に投下された資本の回収状況を示す。数値が小さい方がよい。

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
6.65	5.57	4.89	企業によって投下された資本の総額とそれによってもたらされた利益とを比較したもので、数値が大きいほどよい。
163.1	157.8	147.9	総収益と総費用を比較したもので収益と費用の相対的な関連を示す。
163.1	157.8	147.9	経常収益と経常費用を比較したもので経常的な収益と費用の関連を示す。
232.6	219.8	189.3	営業収益と営業費用を比較したもので業務活動効率を示す。

比 率			説 明
20年度	21年度	22年度	
6.0	6.3	6.8	有利子の負債及び借入資本金に対する支払利息の割合であり、外部利子の平均利率を示す。数値が小さいほどよい。
297.4	313.3	330.1	企業債償還高が減価償却費の何%にあたるかをみる比率である。数値が小さいほどよい。
66.6	84.1	96.6	企業債償還高が給水収益の何%にあたるかをみる比率である。数値が小さいほどよい。
19.9	19.5	16.4	企業債利息が給水収益の何%にあたるかをみる比率である。数値が小さいほどよい。
86.5	103.7	113.0	企業債元金、利息の償還高が給水収益の何%にあたるかをみる比率である。数値が小さいほどよい。

7 平成22年度資金不足比率について（工業用水道事業）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による平成22年度の決算に基づく資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足になっていません。

（単位：％）

名 称	資金不足比率	経営健全化基準
鳥取市工業用水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度であるか、を示すものです。式で示すと、次のようになります。

資金不足比率

$$= \frac{\left[\text{流動負債} - \text{平成22年度同意等債で未借入の額} \right] + \text{建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高} - \left[\text{流動資産} - \text{繰越工事資金} \right]}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

V 給水条例

1 鳥取市工業用水道事業給水条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市工業用水道事業の給水についての料金及び給水施設工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 鳥取市工業用水道事業の給水区域は、鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取市条例第32号)第2条第3項第1号に規定する区域とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 鳥取市水道事業管理者をいう。
- (2) 基本使用水量 第10条第2項の規定により通知した1日当たりの水量をいう。
- (3) 給水施設 配水管から分岐した給水管及びその附属施設で水量メーターに至るまでの施設をいう。

(給水の対象)

第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第1項に規定する工業を営む者で、1給水先当たりの給水量が1日100立方メートル以上のものとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第2章 給水施設の工事及び管理

(工事の申込み)

第5条 給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事(以下「給水施設工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 給水施設工事は、前項の申込みによって管理者が行い、これに要する費用は、給水施設工事を申し込んだ者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事費の算出方法)

第6条 管理者が施行する給水施設工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に定める工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第7条 給水施設工事を申し込んだ者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後精算する。

第3章 給水

(給水の原則)

第8条 給水は、非常災害、工業用水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(適正使用の原則)

第9条 使用者(次条の規定による承認を受け工業用水の給水を受けている者をいう。以下同じ。)は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。

2 管理者は、給水の適正を図るため必要があるときは、使用者に対し、受水槽の設置、使用方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(給水の申込み及び承認)

第10条 給水を受けようとする者は、1日当たりの予定使用水量(1日の各時間ごとに予定する使用水量のうち最大のものに24を乗じて得た水量)を定めて、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申込みを受けた場合において、給水能力等を勘案して給水を承認するときは、基本使用水量を定めて申込者に通知するものとする。

第11条 基本使用水量を超えて給水を受けようとする者は、基本使用水量を超えて使用する水量(1日の各時間において、基本使用水量を24で除して得た水量を超える使用水量のうち最大のものに使用時間数を乗じて得た水量)を定めて、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の申込みを受けた場合において、給水能力に一定期間余裕があり給水を承認するときは、基本使用水量を超える1日当たりの使用水量(以下「特定使用水量」という。)、使用期間及び使用時間を定めて申込者に通知するものとする。

(基本使用水量又は特定使用水量の変更)

第12条 基本使用水量又は特定使用水量(その使用期間及び使用時間を含む。次項において同じ。)は、年度の中途においては、変更しないものとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項ただし書の規定による基本使用水量又は特定使用水量の変更について準用する。

(給水施設の連結の禁止等)

第13条 使用者は、工業用水道の給水施設を水道管その他の管と連結してはならない。

2 使用者は、工業用水が飲料に使用されるおそれのある場所には、飲用を禁止する旨の表示をしなければならない。

(水量メーターの設置及び貸与)

第14条 管理者は、使用水量を計量するため、水量メーターを設置し、使用者に保管させる。

2 使用者は、最善の注意をもって水量メーターを管理し、水量メーターに異状があると認めるときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

3 前項の管理義務を怠ったため、水量メーターを亡失し、又はき損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(給水施設の管理)

第 15 条 使用者は、最善の注意をもって給水施設を管理し、給水施設に異常があると認めるときは、遅滞なく修繕その他必要な措置を行わなければならない。この場合において、これに要する費用は、使用者の負担とする。

2 管理者は、工業用水道の管理上必要があると認めるときは、給水施設を検査し、使用者に対し適当な措置を指示することができる。

(使用の開始、変更等の届出)

第 16 条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(水質及び水圧)

第 17 条 使用者に給水する工業用水の水質は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 水温 30 度以下

(2) 濁度 20 度以下

(3) 水素イオン濃度 水素指数 6 以上 8 以下

2 配水管末における最低水圧は、0.05 メガパスカルとする。

第 4 章 料金

(料金)

第 18 条 工業用水道料金(以下「料金」という。)は、1 月ごとに使用者から徴収する。

2 料金は、給水料金及び水量メーター料金との合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

3 給水料金は、次の各号に定めるところにより算定した額の合計額とする。

(1) 基本料金 基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量 1 立方メートルにつき 19 円を乗じて得た額

(2) 特定料金 特定使用水量に第 11 条第 2 項による承認があった使用期間に係る当該月の日数を乗じて得た水量 1 立方メートルにつき 19 円を乗じて得た額

(3) 超過料金 超過使用水量 1 立方メートルにつき 30 円を乗じて得た額

4 水量メーター料金は、水量メーター 1 個 1 月につき 9,000 円とする。

(使用水量の決定等)

第 19 条 管理者は、毎月定例日に水量メーターを点検し、計量した使用水量により当該月の使用水量を決定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、定例日以外に点検することができる。

第 20 条 1 日の使用水量がその日の基本使用水量(特定使用水量を承認している場合)にあっては、特定使用水量。以下この条において同じ。)に満たない場合には、その日に当該基本使用水量を使用したものとみなす。

(使用水量の認定)

第 21 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) 水量メーターに異状があったとき。

(2) その他使用水量が不明なとき。

(超過使用水量の算定方法)

第 22 条 第 18 条第 3 項第 3 号の超過使用水量は、当該月における次項に定める 1 時間当たりの超過使用水量を合計し算定するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 1 時間当たりの超過使用水量は、1 日の各時間ごとに使用したそれぞれの時間ごとの水量(管理者が別に定める基準により算定した使用水量)のうち基本使用水量を 24 で除して得た水量(特定使用水量を承認している場合)にあっては、その水量に特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量を加算したものを)を超える部分とする。

(料金の日割計算)

第 23 条 月の中途に利用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

(料金の徴収方法)

第 24 条 料金は、納入通知書によりその月分を翌月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(料金等の減免)

第 25 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第 5 章 雑則

(給水の停止)

第 26 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第 5 条第 2 項の工事費又は第 18 条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第 15 条第 2 項の検査又は第 19 条の使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水を受けた工業用水を工業用以外の用に使用し、又は使用させたとき。
- (4) みだりに水量メーター又は仕切弁を操作したとき。

(罰則)

第 27 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 5 条の承認を受けないで、給水施設を新設し、増設し、改造し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第 14 条の水量メーターの設置、第 15 条第 2 項の検査、第 19 条の使用水量の計量又は第 26 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第 15 条第 1 項の給水施設の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第 18 条の料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第 28 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 18 条の料金の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、料金の徴収を免れた者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

(委任)

第 29 条 この条例の施行について必要な事項は、前 2 条に定めるものを除き、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に青谷町工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和 49 年青谷町条例第 18 号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

VI 料 金 の 変 遷

1 工業用水道料金変遷表

改 定 年 月 日 区 分	平 16.11. 1	
	給 水 料 金	水 料 量 メ ー タ ー 料 金
	1 m ³ につき 円	1 月につき 円
	基本料金 19	9,000
	特定料金 19	
	超過料金 30	
	<p>基本料金は基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量に上記料金を乗じた金額。</p> <p>特定料金は特定使用水量に当該日数を乗じて得た水量に上記料金を乗じた金額。</p> <p>超過料金は超過使用水量に上記料金を乗じた金額。</p>	
	<p>* 工業用水道料金は、基本料金、特定料金、超過料金及び水量メーター料金の合計に105/100を乗じて得た額(1円未満切捨)とする。</p>	